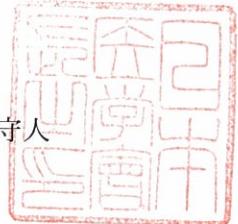


令和4年6月23日

関係分科会 会長・理事長 殿

日本医学会長
門田 守人



NIPT 等の出生前検査の適切な運用について

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

NIPT 等の出生前検査については、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会の下に設置された「NIPT 等の出生前検査に関する専門委員会」の報告書に従い、当会に出生前検査認証制度等運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、出生前検査に関する情報提供の在り方や、NIPT の認証制度につきまして議論を行って参りました。運営委員会において、NIPT 等の出生前検査に関する情報提供及び施設（医療機関・検査分析機関）認証の指針（以下「指針」という。）を策定し、令和4年6月16日に認証施設の公表を行ったところです。

これを受けて、令和4年6月17日付けにて、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長より「NIPT 等の出生前検査の適切な運用について（依頼）」が別添の通り発出され、指針の適切な運用についての依頼がありましたので、貴分科会会員各位に周知の程よろしくお願ひします。

指針は、NIPT の実施のために必要な情報提供や施設認証の在り方を示しており、当会としましても指針の遵守が重要と考えておりますので、貴分科会会員に指針を遵守していただくよう、よろしくお願ひします。